

福祉作業所スマイル工房就労継続支援B型運営規程

社会福祉法人 そよかぜ

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人そよかぜ(以下「法人」という。)が開設する福祉作業所スマイル工房(以下「事業所」という。)が行う指定就労継続支援B型の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者に対し、適正な指定就労継続支援B型を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行規則」第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 福祉作業所スマイル工房
- 二 所在地 東京都羽村市玉川2-10-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス管理責任者 1名
サービス管理責任者は、指定就労継続支援B型計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定就労継続支援B型の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。
- 三 職業指導員 1名以上
職業指導員は、適切な就労継続支援B型の提供を行う。
- 四 生活支援員 1名以上
生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。
- 五 目標工賃達成指導員 1名以上
目標工賃達成指導員は、工賃向上に資することができるよう、事業所従事者の意識向上及び具体的実践を行う中核的な役割を担いつつ適切な支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 休業日 土日、ただし、祝祭日及び年末年始休業等は、スマイル工房カレンダーに準ずる。

(指定就労継続支援B型の利用定員)

第6条 利用定員は40名とする。

(指定就労継続支援B型の内容及び利用者から受領する費用等について)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、指定就労継続支援B型を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該指定就労継続支援B型が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、各区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

一 事業所で行われる指定就労継続支援B型の内容

- ①就労の機会の提供
- ②生産活動の機会の提供(生産活動に伴う工賃支払含)
- ③就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の提供
- ④職場実習の実施、受入先の確保
- ⑤求職活動の支援
- ⑥職場定着の支援
- ⑦相談及び援助
- ⑧健康管理
- ⑨在宅でのサービス提供

※「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第6報)」(令和2年6月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)に基づく在宅でのサービス利用に限る

⑩その他、必要なこと

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用については利用者から徴収する。

- 一 昼食代(希望者に提供する仕出弁当代)
- 二 休憩時間等のお茶及びお茶菓子代

3 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、羽村市内及び近隣地域とする。

(利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者が指定就労継続支援B型を受ける際、利用者側が留意すべき事項。

- 一 施設及び設備、備品等の使用に際しては、正規の使用方法を守り、安全と保全を心がけること
- 二 全ての利用者が安心して気持ちよく活動できるように、決められた規則やマナーを遵守すること

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者等は、指定就労継続支援B型を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

(事業の主たる対象者)

第12条 事業の主たる対象者とする障害の種類を次のように定める。
精神障害者

(虐待の防止のための措置)

第13条 指定就労継続支援B型事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

2 虐待防止責任者は、事業所の管理者とする。

(その他運営についての重要事項)

第14条 指定就労継続支援B型事業所は、従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後2カ月以内
- 二 継続研修 年1回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月 1日から施行する。

平成22年10月1日改定（第5条 営業日及び営業時間）

平成25年4月23日改定（第2条 運営の方針）

平成30年9月25日改定（第3条 事業所の名称等）

（第4条 職員の職種、員数及び職務内容）

（第6条 指定就労継続支援B型の利用定員）

平成30年12月25日改定（第13条 虐待の防止のための措置）

令和 元年10月29日改定（第4条 職員の職種、員数及び職務内容）

令和 2年 7月 3日改定（第7条 指定就労継続支援B型の内容及び利用者から受領する費用等について）